

平成23年3月知立市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成23年 3月17日(木)
午前9時30分から午後1時00分
2. 場 所 知立市中央公民館 小会議室
3. 出席委員 委 員 長 小 池 きよみ
委 員 蔭 山 英 順
委 員 鈴 木 恭 子
委 員 竹 内 博 之
教 育 長 石 原 克 己
4. 説明職員 教 育 部 長 近 藤 鈴 俊
教育庶務課長 石 川 典 枝
学校教育課長 村 瀬 俊 一
学校教育課主幹 本 多 泰 裕
生涯学習課長 寺 田 和 彦
スポーツ課長 野 村 清 貴
5. 書 記 教育企画係長 堀木田 純 一
6. 傍 聴 人 1名

○ 議事日程

- 第1 前回会議録の承認
- 第2 委員長報告
- 第3 教育長報告
- 第4 議 案
 - 第5号 教育委員会教育長の選任について
 - 第6号 平成23年度知立市学校教育方針並びに重点努力事項(案)について
 - 第7号 知立市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
 - 第8号 知立市教育委員会決裁規程の一部を改正する教育長訓令について
- 第5 その他(連絡報告事項)
 - ・ 広報ちりゅう発行規程等の一部を改正する訓令について
 - ・ 知立市青少年健全育成連絡協議会設置要綱の改正について
 - ・ 知立市生涯学習推進本部設置要綱の改正について
 - ・ 知立市生涯学習推進会議設置要綱の改正について
 - ・ 知立市市史編さん委員会要綱の改正について
 - ・ 知立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の改正について
 - ・ 知立市生涯学習のまちづくり要綱の改正について

- ・知立市子ども読書活動推進計画（案）について
- ・知立市の学校給食における食物アレルギー対応の手引き改訂について
- ・知立市小中学校教職員等人事異動について
- ・各課等行事予定

第6 自由討議

◎ 開会の辞

委員長 はじめに、傍聴の申し出がありますが、知立市教育委員会会議規則第17条により許可します。

委員長 定足数に達していますので、只今より知立市教育委員会3月定例会を開会します。
議事日程にしたがって会議を進めます。

◎ 日程第1 前回会議録の承認

委員長 前回会議録の承認について議題とします。ご意見等ありませんか。
(異議なし、承認)

委員長 異議ないようですので、3月定例会会議録を承認します。

◎ 日程第2 委員長報告

委員長 前回の定例教育委員会から本日までの活動は次のとおりです。

2月17日 教育表彰並びに研究発表会

2月20日 知立市マラソン大会

3月5日 知立市いけ花諸流展

3月8日 竜北中学校卒業式

委員長 委員の皆様も活動をしていますので、意見、報告をお願いします。
(各委員報告)

委員長 委員長報告は以上です。

◎ 日程第3 教育長報告

委員 長 日程第3、教育長報告を議題とします。
教育 長 5点報告します。

1. 教育委員会委員の議会における同意について
2. 中学校卒業式について
3. 平成22年度教職員の加配等の状況について
4. 事件・事故等の学校からの報告について (2/10～3/16)
○交通事故→1件
○学校事故→2件
5. 校長会での指示事項について

委員 長 報告について意見質問等ありますか。
委員 員 各学校バリアフリー化は完了していますか。
学校教育課長 体育館等で解消できていない学校があります。
委員 員 学校は、災害時の避難所にも指定されていることから整備していくことが望ましい。一度、総点検し前向きに考えていただきたい。
(他に意見なし)

委員 長 以上、教育長報告を終わります。

◎ 日程第4 議案

委員 長 日程第4、議案第5号 教育委員会教育長の選任について議題と
します。事務局より説明を求めます。

教育部長 既に2月の定例教育委員会におきまして同意をいただき、委員の皆様もご承知のとおり、現石原教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条により教育委員の辞職同意がされました。同法第16条第4項の規定により教育長の職を辞すこととなります。教育委員の後任として、平成23年3月1日に知立市議会の本会議において教育委員の選任について提案されました。お手元にあります略歴の川合基弘氏が同意されました。今回、石原教育長辞職により、後任の教育長選出を議題とさせていただきます。同法律第16条により選出をお願いします。教育長の職は、教育という重要な観点から連続、継続的な教育行政を行うため任命行為は4月1日となりますが、予めこの委員会で選出をお願いします。

委員 長 後任の教育長を選出したいと思いますので、各委員の意見質問をお願いします。

委員 新教育委員の川合委員の任期はどのようになりますか。

教育部長 石原委員の残任期間となりますので、平成23年4月1日から平成23年9月30日までとなります。

委員 新委員の任期を任命日から4年間にはできないものですか。

教育部長 法律上で定められている残任期間となります。

委員 教育長は、5人の教育委員の中から選任となるのですか。

教育部長 委員長を除く委員から選任となります。

委員 現在まで、教育長の職責を担ってきた石原教育長のご意見をお聞きしたい。

教育長 教育長として、教育行政を進めるうえで学校との信頼関係は大切なことの1つだと思っています。そのようなことから、川合委員は現場経験も豊かであり現場状況も熟知しています。また、西三河教育事務所在席時には、生涯学習指導主事も経験し広い視野の中で対応でき教育長として適任ではないかと思えます。

委員 教育長は、学校教育の現場を知らない人では正直無理ではないかと思えます。教員で校長、県事務所職員などを経験されていて、信頼のできる人が最適ではないかと思えますので川合委員を推薦します。

委員 川合委員が西三河教育事務に関わっていた2年間、ご一緒にさせていただきましたが人柄も良く、教育現場も熟知しているので教育長に適任と思えます。

委員 教育経験者ではない人が教育長の市もありますが、現場状況等を熟知している川合委員が教育長に適任と思えます。

委員長 私は、川合委員に教わったのですが、いつも子どものことを考えてくださり、信頼できる人でありますので川合委員が教育長に適任と思えます。

委員長 各委員から意見をいただきましたが、川合基弘委員を4月1日から教育長に任命することよろしいでしょうか。

(全員賛成)

委員長 議案第5号 教育委員会教育長の選任について、川合基弘委員を4月1日からの教育長としてお願いすることに決定させていただきます。

委員長 議案第6号 平成23年度知立市学校教育方針並びに重点努力事項(案)について議題とします。事務局より説明を求めます。

学校教育課長 平成23年度知立市学校教育方針並びに重点努力事項(案)について資料2号により説明

委員長 意見質問等ありますか。

委員 学校教育方針7の「安心して学び合える安全な教育環境づくりに努

める」は安心と安全がセットになっているのですが、重点努力事項では安全はあるのですが安心が欠落されていると思われるので、重点努力事項5を「安心安全な学校づくり」、若しくは重点努力事項6を「安心して信頼される学校づくり」にしていきたいと思いますがいかがでしょうか。

学校教育課長 重点努力事項5を「安心・安全な学校づくり」に変更したいと思います。

委員長 議案第6号 平成23年度知立市学校教育方針並びに重点努力事項(案)について、重点努力事項5を「安心・安全な学校づくり」に修正することよろしいでしょうか。

(承認)

委員長 議案第6号 平成23年度知立市学校教育方針並びに重点努力事項(案)について、重点努力事項5を「安心・安全な学校づくり」に修正し承認します。

委員長 議案第7号 知立市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について議題とします。事務局より説明を求めます。

教育庶務課長 知立市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について資料3号により説明

委員長 意見質問等ありますか。

(発言なし、承認)

委員長 議案第7号 知立市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について原案のとおり承認します。

委員長 議案第8号 知立市教育委員会決裁規程の一部を改正する教育長訓令について議題とします。事務局より説明を求めます。

教育庶務課長 知立市教育委員会決裁規程の一部を改正する教育長訓令について資料4号により説明

委員長 意見質問等ありますか。

(発言なし、承認)

委員長 議案第8号 知立市教育委員会決裁規程の一部を改正する教育長訓令について原案のとおり承認します。

◎ 日程第5 その他(連絡報告事項)

委員長 日程第6、その他(連絡報告事項)についてに入ります。

委員長 4月1日付けで実施される組織機構改革に伴う要綱等改正について順次説明願います。

教育庶務課長	広報ちりゅう発行規程等の一部を改正する訓令について資料5号により説明
生涯学習課長	知立市青少年健全育成連絡協議会設置要綱の改正について資料6号により説明 知立市生涯学習推進本部設置要綱の改正について資料7号により説明 知立市生涯学習推進会議設置要綱の改正について資料8号により説明 知立市市史編さん委員会要綱の改正について資料9号により説明 知立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の改正について資料10号により説明 知立市生涯学習のまちづくり要綱の改正について資料11号により説明 知立市子ども読書活動推進計画（案）について資料12号により説明
委員長	質問等ございませんか。
委員	知立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱第7条の部会メンバーが全て公務員であり民間からは参加できないのですか。
生涯学習課長	各施設メンバーは、日頃から市民の生の声を聞いていますのでそれを反映していきたいと考えています。
委員	行政主導で、本当に市民の声が的確に伝わっているかが問題であると思います。
委員	子ども読書活動推進計画について、ブックスタートが生後3、4ヶ月で行うのですが、どれだけ意味を持つのか疑問であります。生後3、4ヶ月の子どもが、本に関心を持つことは無理なのです。お母さんと子どもとの関わりの媒介物としては考えられるが、この発達段階では本よりも遊具が有効であり、子どもの発達に合っていないのではないかと。現実どのように使用しているか調査は行っているのですか。
生涯学習課長	行っていません。
委員	発達論からするとスタートが早すぎるのではないかと。ブックスタートが、この時期、方法で本当に意味を持つのか調査してください。
委員長	次に、知立市の学校給食における食物アレルギー対応の手引き改訂について説明願います。
教育庶務課長	知立市の学校給食における食物アレルギー対応の手引き改訂について資料15号により説明
委員長	質問等ございませんか。

委員 教育庶務課長 食物アレルギー対応を利用している父兄等に周知していただきたい。ホームページを通じて、一般の人にもご理解いただきたいと思っています。通知についても考えさせていただきます。

委員 長 次の知立市小中学校教職員等人事異動については秘密会として定例会自由討議終了後に報告します。

委員 長 各課行事予定の報告をお願いします。

教育庶務課長 行事予定について資料第14号により説明

学校教育課長 行事予定について資料第14号により説明

生涯学習課長 行事予定について資料第14号により説明

スポーツ課長 行事予定について資料第14号により説明

委員 長 連絡報告事項で質問等ございませんか。

(発言なし)

教育部長 知立市生涯学習のまちづくり要綱第7条の補助金の額につきまして、現行では、借上料は1町内会につき1回限りで3分の1以内、事業は5万円限度で補助していましたが、講座が広がるように新要綱では1講座につき2万円で3講座の6万円限度の補助見直しをしました。昨日の市議会において、新要綱では1講座5万円を2講座実施しているところは4万円の補助に、また、1講座2万円を3講座実施しているところは6万円の補助になる矛盾から、例えば1講座6万円の事業であれば6万円補助でも良いのではないかとの意見がありました。今後、どのような補助方法により生涯学習推進を図っていくべきかご意見をお聞きしたい。

委員 町内の特定の人々のクラブ化、教室化傾向があり、新しい人が入り込めない状況があるので、町内会だけに依存するのではなく、行政主体で多くの人に多くの機会があれば活性化するのではないかと思います。また、区長会で説明をされても、全ての住民にはなかなか伝わらないので広報等を通じて生涯学習のあり方を広く市民にPRしていただきたい。

委員 自主的な生涯学習理念が市民に伝わっていないのではないかと。このままでは、5年後の状況も変わらないと考えられるので、理念を認識していただけるような方策を考える必要があるのではないのですか。

委員 充実した事業内容にするためには、実質額補助ではなく補助率の条件を付ける必要があるのではないかと。

委員 補助期限を定めて、自主的運営に徐々に切り替えていただけるようにするのも1つの方策だと思います。

委員 市民が、生涯学習を自主的に達成できるかが問題で、また、町内会

方式も最適なのか検討する必要がある。補助が遅れてしまうかも知れないが抜本的な検討をする時期ではないか。

委員長 これまでの各委員の意見により、知立市生涯学習のまちづくり要綱については、再検討をしていただくこととします。

◎ 日程第6 自由討議

委員長 日程第7、自由討議何かありますか。
(発言なし)

委員長 ないようですので自由討議を終わります。

以上で本日の議事日程は、知立市小中学校教職員等人事異動の報告以外は終了いたしましたので、3月定例教育委員会を一旦終了します。
(秘密会会議録については別冊)

委員長 小池きよみ

委員 蔭山英順

委員 鈴木恭子

委員 竹内博之

教育長 石原克己

書記(教育企画係長) 堀木田純一